# 障害者自立支援法改正及び児童福祉法改正に関する事業者等 説明会に係るQA

(児童福祉法に関するもののみ)

このQ&Aは、平成24年4月4日~4月6日に開催した 「障害者自立支援法改正及び児童福祉法改正に関する事業者等説明会」 において寄せられた質問をもとに作成しました。

# 障害者自立支援法改正及び児童福祉法改正に関する事業者等説明会に係るQA

no	分類1	分類2	質問項目	質問事項        回答	
1	児童福祉法	報酬	特別支援加算について	年度途中で療育を開始した児童については、都度名前や 計画を届けるのでしょうか?	
2	児童福祉法	報酬	指導員加配加算 について	加算事項で指導員加配加算がありますが、これの報酬単価が昨日の報酬説明会資料には載っていなかったようですが、詳細について知りたい場合、どこかに載っていますでしょうか?どのような指導員の配置で加算が算定できるのか知りたいです。現在加算しているので、出来なくなるとは影響があるので。 はとした事業所(センターはこの加算の対象は制を考える必要があるので。	
3	児童福祉法	幸促配州	送迎加算について	「学校・自宅への徒歩送迎は、算定ができない」という件について、旧児童デイサービスの監査の際、「どんなでも、迎えに行くことが加算の発想」と指導がありました。徒歩送迎についても算定できると言われていました。今回、放課後等デイサービスに改正されたことで、その点も変更されたのでしょうか?	
4	児童福祉法	報酬	処遇改善加算	児童発達支援管理責任者の対象になるのは介護職員処 遇改善加算と介護職員処遇改善特別加算のどちらになり ますか?	
5	児童福祉法	設置	児童発達支援管 理責任者	児童発達支援管理責任者は、指導員と兼務することはで 児童発達支援管理責任者を除いて、指定基 要人員を充たした上で、活動の場に参加する し支えありません。	
6	児童福祉法	報酬	休業日の定義	休業日の定義は学校の休業日(土日祝日、春季、夏季、冬季の長期休暇、開港記念日、教育委員会)ということでしたが、運動会や参観日などの振り替え休業日については、保護者の申告に基づいて休業日として扱えるのでしょうか?	休業日とは、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日とされています。
7	児童福祉法	報酬	定員超過減算	従来はそれぞれの定員について規定があったが、H24年度より多機能型として合算した定員によって請求を行う場合も、同様に定員超過減算は適用されますか?	多機能型としてサービス種類で合算した定員を設定している場合は、合算した定員について定員超過減算が適用されます。
8	児童福祉法	報酬	特別支援加算について	特別支援加算の届出に際し、特別支援計画書の添付とあるが、個別支援計画書(児童発達支援計画書または放課後等デイサービス計画書)と兼ねることは良いでしょうか?	個別支援計画に特別支援の内容が設けられている場合は、一緒でも差し支えありません。
	障害者自立 支援法·児童 福祉法	報酬	定員について	生活介護(10名)と児童デイサービス(10名)の多機能型事業所を行っておりました。今回の体制届を提出するにあたり、報酬算定上の規模は20名となるのでしょうか?それとも今までどおり定員10名ずつでよいのでしょうか?	自立支援法と児童福祉法の多機能型については、職員をそれぞれのサービス種類ごとに配置していれば、自立支援法、児童福祉法ごとの定員で、報酬算定上の規模を設定することができます。
10	児童福祉法	報酬	重症心身障害児 の算定	主たる対象者が、知的障害と身体障害と混在している場合は、重症心身障害児対応として、報酬算定して良いのか。その場合、個別のケースによって算定して良いのでしょうか?	重心児がいる場合は、重心の報酬を算定することは可能ですが、重心を受け入れるための職員配置が必要です。 具体的には、看護師、児童指導員及び保育士ならびに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし看護師、機能訓練担当職員はそれぞれ1人以上であること、が必要です。
11	児童福祉法	報酬		4月6日の説明会のパワーポイントの資料はどこで見れますか。	このQAの後に添付してありますので、ご覧ください。
12	児童福祉法	報酬	級地区分	級地区分について、再度確認をさせてください。	説明会の説明に一部誤りがありました。正しい級地区分については、このQAの後に添付してありますので、ご覧ください。
13	児童福祉法	報酬	栄養士配置加算	栄養士配置加算(Ⅱ)はセンター以外の児童発達支援事業所は要件を満たせば報酬算定することができるのか。 常務は要件を満たせば報酬算定することができるのか。 第123	

no	分類1	分類2	質問項目	質問事項		
14	児童福祉法	報酬	職員加配加算	放課後等デイサービスで、2単位設定をしているが、1単位 目は職員加配加算が算定できる職員を配置しているが、2 単位目は指定基準どおりの職員しかいない。この場合は1 単位目の利用者についてのみ、職員加配加算を算定して よいのか。		
15	児童福祉法	廃止	廃止届け	元里光廷又抜争未ののなし拍走を支げたか、廃止したい。	廃止届出書の様式がすでに障害福祉情報サービス かながわに掲載してありますので、指定受けた市又は 県に提出してください。	

# 平成24年度級地区分一覧

対象サービスを ご確認くださ い!

(旧児童デイサービスから移行した児童発達支援・放課後等デイサービス)<sup>~</sup>

五十音	市町村名	コード	現区分	平成27年度区分	平成24年度区分
	厚木市	142125	乙地	2級地	8級地
	綾瀬市	142182	乙地	4級地	10級地
	愛川町	144014	丙地	その他	その他
あ	伊勢原市	142141	乙地	6級地	12級地
ζV	海老名市	142158	乙地	3級地	9級地
	小田原市	142067	乙地	7級地	13級地
	大磯町	143412	丙地	その他	その他
	大井町	143628	丙地	その他	その他
	川崎市	141309	特甲地	3級地	3級地
か	鎌倉市	142042	特甲地	2級地	2級地
λ,	開成町	143669	丙地	その他	その他
	清川村	144022	丙地	その他	その他
	相模原市	141507	乙地	4級地	10級地
<b>5</b>	寒川町	143214	乙地	6級地	12級地
C	座間市	142166	乙地	4級地	10級地
	逗子市	142083	特甲地	4級地	4級地
た	茅ヶ崎市	142075	乙地	4級地	10級地
な	中井町	143610	丙地	その他	その他
<i>'</i> ታ	二宮町	143420	丙地	その他	その他
	秦野市	142117	丙地	6級地	16級地
	葉山町	143016	甲地	6級地	8級地
は	箱根町	143826	丙地	その他	その他
	平塚市	142034	乙地	6級地	12級地
	藤沢市	142059	乙地	4級地	10級地
	松田町	143636	丙地	その他	その他
ま	真鶴町	143834	丙地	その他	その他
ま	三浦市	142109	乙地	7級地	13級地
	南足柄市	142174	丙地	その他	その他
や	大和市	142133	乙地	4級地	10級地
	山北町	143644	丙地	その他	その他
	湯河原町	143842	丙地	その他	その他
	横浜市	141002	特甲地	3級地	3級地
<u> </u>	横須賀市	142018	特甲地	4級地	4級地

# 平成24年度級地区分一覧

障害児入所支援・通園から移行した児童発達支援センター・4月1日に新規指定をうけた障害児相談支援・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援(旧児童デイサービスは除かれますのでご注意ください)

すのでこ	注意ください)		
五十音	市町村名	コード	級地区分対象サービスを
	厚木市	142125	<b>2級地</b> ご確認くださ
	綾瀬市	142182	4級地
	愛川町	144014	その他
あ	伊勢原市	142141	6級地
αy	海老名市	142158	3級地
	小田原市	142067	7級地
	大磯町	143412	その他
	大井町	143628	その他
	川崎市	141309	3級地
か	鎌倉市	142042	2級地
Ŋ̈́	開成町	143669	その他
	清川村	144022	その他
	相模原市	141507	4級地
さ	寒川町	143214	6級地
Ċ	座間市	142166	4級地
	逗子市	142083	4級地
た	茅ヶ崎市	142075	4級地
な	中井町	143610	その他
φ	二宮町	143420	その他
	秦野市	142117	6級地
	葉山町	143016	6級地
は	箱根町	143826	その他
	平塚市	142034	6級地
	藤沢市	142059	4級地
	松田町	143636	その他
ま	真鶴町	143834	その他
8	三浦市	142109	7級地
	南足柄市	142174	その他
や	大和市	142133	4級地
	山北町	143644	その他
	湯河原町	143842	その他
	横浜市	141002	3級地
	横須賀市	142018	4級地

# 障害児通所支援 (児童発達支援・放課後等デイサービス・ 保育所等訪問支援)

この資料は、平成24年4月4日~4月6日に開催した、 「障害者自立支援法改正及び児童福祉法改正に関する事業者等説明 会」の児童福祉法の説明に補足するものです。 事業所の皆様はご参考ください。

# 児童発達支援の報酬の考え方

#### 【児童発達支援センターの場合】

- 〇障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(知的障害児通園施設からの移行を想定) 例:利用定員が30人以下の場合 965単位
- 〇難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合(難聴幼児通園施設からの移行を想定) 例:利用定員が20人以下の場合 1,206単位
- ○重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(重心通園事業からの移行を想定) 例:利用定員が15人以下の場合 1,138単位

#### 【児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く)】

- 〇障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(児童デイサービスからの移行を想定) 例:利用定員が10人以下の場合 616単位
- ○重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(重心通園事業からの移行を想定) 例:利用定員が5人の場合 1,587単位
- ※主たる対象とする障害以外の障害児を受け入れた場合には、その障害に応じた適切な支援が確保できるように、障害種別に応じた基本報酬を算定できるが、難聴児又は重症心身障害児の基本報酬を算定するためには、児童発達支援センターの施設基準に加え、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

# 児童発達支援の報酬の考え方

# 【児童発達支援管理責任者専任加算】

児童発達支援管理責任者を選任で配置しているものとして、都道府県知事等に届け出た指定児童発達支援事業所は利用定員に応じて、所定単位数を加算する。

#### ※算定要件

○ 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務を可能としているので、管理者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。

ただし、児童発達支援センターや医療型児童発達支援センターについては、基本報酬の中で管理者の配置を評価していることから、管理者との兼務ではなく、児童発達支援管理責任者を配置した場合に加算を算定できる。

- 児童発達支援管理責任者として従事することができる経過措置を適用(研修未受講) して配置した場合でも、加算を算定できる。
- 多機能型事業所ではなく、他の事業を併設する場合は、単独施設と同様の取扱いと なることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者をそれぞ れ配置した場合に加算を算定できる。
- 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおいて、主たる事業所と一体的に管理・運営を行う従たる事業所の場合は、一の事業所として扱うため、一人の児童発達支援管理責任者の配置(管理者との兼務可)で、主たる事業所と従たる事業所において、それぞれ加算を算定できる。

# 児童発達支援の報酬の考え方

# 【送迎加算 54単位】

障害児に対して、その居宅と児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき54単位を算定する。ただし、児童発達支援センター及び、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所における送迎については、基本報酬の中で評価しているため、送迎加算の対象とならない。

#### 【延長支援加算】

運営規定に定める営業時間(事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間。)が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じ、以下の報酬単位を算定。

ア 延長時間1時間未満の場合

61単位

イ 延長時間1時間以上2時間未満の場合

92単位

ウ 延長時間2時間以上の場合

123単位

※児童の利用時間が8時間未満であっても、運営規程で定めている営業時間帯を超えて、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合に加算の対象。

※また、延長時間帯においても、指定基準上置くべき従業者(直接支援職員に限る。) を1名以上配置することが必要。

# 児童発達支援の報酬の考え方

# 【特別支援加算 25単位】

指定基準に定める機能訓練担当職員を配置している事業所において、通所支援計画を踏まえ、自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練や心理指導に係る特別支援計画を作成し、訓練等を行った場合に、当該訓練等を受けた障害児につき、1日当たりの所定単位数を加算する。

- 加算の対象となる職種の範囲としては、児童福祉施設等の最低基準等で規定している理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員とする。
- ただし、次の場合には、加算は算定できない。
  - ・児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士 を配置して機能訓練等を行った場合については、基本報酬において評価されているこ とから、加算を算定できない。
  - ・ 医療型児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合については、診療報酬において評価されていることから、加算を算定できない。

#### 児童発達支援の報酬の考え方

#### 【開所時間減算】

運営規定に定める営業時間が4時間未満である場合は、減額されることになり、算定される単位数は所定単位数の100分の80となる。

#### ※取扱いについて

個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、減算の対象とならない。

# 【以下の加算については、平成24年4月以降も継続して算定が可能。】

- ・人工内耳装用児支援加算(児童発達支援センターで難聴児を受け入れる場合に 限る)
- ・指導員加配加算(児童発達支援センター以外の場合(重心を除く))
- •家庭連携加算
- •訪問支援特別加算
- ・食事提供加算(児童発達支援センターに限る)
- •利用者負担上限額管理加算
- •福祉専門職員配置等加算
- ・栄養士配置加算(児童発達支援センターに限る)
- •欠席時対応加算
- ・医療連携体制加算(重心を除く)

# 医療型児童発達支援の報酬の考え方

#### 【医療型児童発達支援給付費】

- 〇肢体不自由のある児童に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 329単位
- 〇重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 440単位
- ※ 以下の加算等は「児童発達支援の報酬の考え方」と同様
  - 〇児童発達支援管理責任者専任加算
  - 〇延長支援加算
  - 〇特別支援加算
  - 〇開所時間減算
- ※ 児童発達支援センターにおける送迎については、基本報酬の中で評価しているため、 送迎加算の対象とならない。
- ※ 以下の加算については、平成24年4月以降も継続して算定が可能。
  - 〇家庭連携加算
  - 〇訪問支援特別加算
  - 〇食事提供加算
  - 〇利用者負担上限額管理加算
  - 〇福祉専門職員配置等加算
  - 〇欠席時対応加算

# 放課後等デイサービスの報酬の考え方

#### 【放課後等デイサービス給付費】

- ○障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
- (1)授業終了後に行う場合

例: 利用定員が10人以下の場合 478単位

(2)休業日に行う場合

例:利用定員が10人以下の場合 616単位

- ○重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
- (1)授業終了後に行う場合

例:利用定員が5人の場合 1,309単位

(2)休業日に行う場合

例:利用定員が5人の場合 1.587単位

#### ※休業日に関する事項

- 休業日とは、学校教育法施行規則第47条及び第47条の2に規定する休業日をいう。
- 具体的には、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が 定める日であり、私立学校においては、当該学校の学則で定める日。
- 学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の扱いにはならない。

# 放課後等デイサービスの報酬の考え方

# 【送迎加算 54単位】

基本的な内容は児童発達支援と変わりありませんが、放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できる。(以下、例示)

以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合(\*1)とする。

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

- ① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。
- ② スクールバス等での送迎が可能であっても放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。
- ③ 就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。
- ④ その他、市町村が必要と認める場合。
- \*1 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとする。

# 放課後等デイサービスの報酬の考え方

#### 【開所時間減算】

運営規定に定める営業時間が4時間未満である場合は、減額されることになり、算定される単位数は所定単位数の100分の80となる。

ただし、「授業終了日」に行う場合は開所時間減算の対象としない。

- ※ 以下の加算等は「児童発達支援の報酬の考え方」と同様
  - 〇児童発達支援管理責任者専任加算
  - 〇延長支援加算
  - 〇特別支援加算
- ※ 以下の加算については、平成24年4月以降も継続して算定が可能。
  - 〇指導員加配加算(重心を除く)
  - 〇家庭連携加算
  - 〇訪問支援特別加算
  - 〇利用者負担上限額管理加算
  - 〇福祉専門職員配置等加算
  - 〇欠席時対応加算
  - 〇医療連携体制加算(重心を除く)

# 多機能型事業所について

- 多機能型事業所として実施する複数のサービスごとに定員を設定することが困難である場合は、複数のサービスの合計の利用定員で設定することが可能。
- 多機能型事業所における利用定員については、複数の指定通所支援のサービスを 通じて10人以上(\*)とすることが可能。
  - \* 主として重症心身障害児者に対し、一体的にサービスを提供する場合は、多機能型事業所の利用定員を5人以上とすることが可能。
- 〇 障害児通所支援と障害福祉サービスを一体的に行う多機能型事業所の場合は、利用定員の合計数は20人(離島その他の地域の場合は10人)以上とし、そのうち指定通所支援の定員は5人以上とすることが可能。
- 〇 障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型の場合、多機能型事業所の特例 (定員が20人未満の多機能型事業所については、従業者(児童発達支援管理責任者、 嘱託医及び管理者を除く。)のうち1人以上は常勤)によらない人員を配置している多機 能型事業所においては、障害児通所支援と障害福祉サービスそれぞれの定員に基づ き算定することが可能。
- 多機能型事業所における従業員の員数等に関する特例によらず、通常の児童発達 支援と放課後等デイサービスにおいて必要としている職員(管理者を除く。)をそれぞれ 配置している事業所においては、それぞれの規模に応じて報酬を算定。

#### 保育所等訪問支援の報酬の考え方

#### 【保育所等訪問支援給付費 906単位】

指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に所定単位数を算定する。

- ※ 保育所等訪問支援は、訪問支援の方法や、集団適応の状況等に応じ所要時間が異なることから、時間ではなく1回当たりの支援に係る費用を報酬上評価している。
- ※ 同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合には、減算の対象 となり、算定される単位数は所定単位数の100分の93となる。ただし、複数の訪問支援 員を配置している事業所は、訪問支援員ごとに判断する。
- ※ 保育所等訪問支援の職員について、同一人物が指定基準上必要とする職種全て (訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者)を一人で兼務することは認められないが、それ以外の兼務形態は可能。
- ※ 多機能型事業所において児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えていない場合であっても、児童発達支援に係るサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能。

# 障害児入所支援 (福祉型障害児入所施設、 医療型障害児入所施設)

#### 障害児入所給付費の報酬の考え方

#### 【福祉型障害児入所給付費】

- 主として知的障害(自閉症を主たる障害とする児童を除く)のある児童に対し、指定入 所支援を行う場合(知的障害児施設からの移行を想定)
- 主として知的障害(自閉症を主たる障害とする児童に限る)のある児童に対し、指定 入所支援を行う場合(第2種自閉症児施設からの移行を想定)
- 主として盲児に対し、指定入所支援を行う場合(盲児施設からの移行を想定)
- 主としてろうあ児に対し、指定入所支援を行う場合(ろうあ児施設からの移行を想定)
- 主として肢体不自由児に対し、指定入所支援を行う場合(肢体不自由児療護施設からの移行を想定)

#### 【医療型障害児入所給付費】

- O 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合(第1種自閉症児施設からの移行を想定)
- O 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合(肢体不自由児施設からの移 行を想定)
- O 主として重症心身障害児に対し、指定入所支援を行う場合(重症心身障害児施設からの移行を想定)

※主たる対象とする障害以外の障害児を受け入れた場合には、その障害に応じた適切な支援が確保できるように、障害種別(知的、自閉症、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害)に応じた基本報酬を算定できるが、主たる対象とする障害以外の障害種別の基本報酬を算定するためには、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

# 障害児入所給付費の報酬の考え方

# 【児童発達支援管理責任者専任加算】

児童発達支援管理責任者を選任で配置しているものとして、都道府県知事等に届け出た指定児童発達支援事業所は利用定員に応じて、所定単位数を加算する。

#### ※算定要件

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、基準上、管理者との兼務を可能としているが、基本報酬の中で管理者を評価していることから、児童発達支援管理責任者を管理者と兼務ではなく、専任で配置した場合に加算を算定できる。
- その他、加算を算定できる場合として、主として重症心身障害を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、療養介護と一体的に行うことを可能(児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者との兼務は可能。)としているため、サービス管理責任者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。
- \* この場合の定員規模の算定に当たっては、合計の定員数に応じて算定。
- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ 基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算 定できる。

#### 障害児入所給付費の報酬の考え方

#### 【小規模グループケア加算】

障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ 細かなケアを行うものであり、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設におい て、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できる。

#### ※算定要件

#### (1)対象施設

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において小規模なグループケアを実施している施設で、都道府県等が認めたもの。

#### (2)対象となる子ども

小規模グループケアが必要な障害児。

#### (3)人数

小規模グループケアの単位の定員は、4~8名とする。ただし、設備要件を満たし、既にユニットとして整備している施設であって、都道府県知事が適当と認める場合は、定員を10名以内も可。

#### (4)設備等

各ユニットにおいて居室、居間・食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所、 その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。(浴室については、障害に よっては特殊浴等が必要な場合もあるこから、必要に応じて本体施設での代用可)

# 障害児入所給付費の報酬の考え方

# (5)職員

小規模グループケアを実施する場合は、指定基準に定める従業員の員数に加え、小規模グループケアの各単位ごとに専任の職員として児童指導員又は保育士1名以上(当該施設の実情に応じて必要な数)加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

#### (6)運営

小規模グループケアの提供に当たっては、小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画作成し、当該入所支援計画に基づき、適切に行うこと。

# 障害児入所給付費の報酬の考え方

【福祉型障害児入所施設において以下の加算については、平成24年4月以降も継続して 算定できる。】

- ・職業指導員加算(肢体不自由を除く)
- •重度障害児支援加算
- •重度重複障害児加算
- 強度行動障害児特別支援加算(知的障害及び自閉症に限る)
- ・幼児加算(盲ろうあに限る)
- ·心理担当職員配置加算
- 看護師配置加算(自閉症及び肢体不自由を除く)
- ・入院・外泊時加算(注)施設入所支援と同様の見直しを行う
- ・自活訓練加算(知的障害及び自閉症に限る)
- ·入院時特別支援加算
- •福祉専門職員配置等加算
- •地域移行加算
- ·栄養士配置加算
- 栄養マネジメント加算

※ 小規模加算(定員が小規模の施設において、指定基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を配置している場合に加算)については、当該配置を指定基準上に義務付けるため、基本報酬において評価。

# 障害児入所給付費の報酬の考え方

【医療型障害児入所施設において以下の加算については、平成24年4月以降も継続して算定できる。】

- ・重度障害児支援加算(重心を除く)
- ・重度重複障害児加算(重心を除く)
- ・乳幼児加算(肢体不自由に限る)
- ・自活訓練加算(自閉症に限る)
- •福祉専門職員配置等加算
- ・地域移行加算 ・栄養マネジメント加算